

5 能力開発を行った場合の助成措置

① 障害者能力開発助成金

- ◇ 助成対象 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等。
 - ・ 能力開発訓練のための施設等の設置・整備
 - ・ 障害者能力開発訓練事業の運営費
 - ・ 対象障害者の障害者能力開発訓練受講費
 - ・ グループ就労訓練事業の実施
- ◇ 助成率 3/4(運営費・訓練受講費)又は 4/5(運営費・施設等設置)等

障害者雇用納付金制度に基づくグループ就労訓練に係る助成金（職場実習型）

1 助成内容

事業主が、指導員の支援のもと、盲学校・聾学校・養護学校の生徒が事業所で就労する実習を行い、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給します。

2 助成金支給先

事業主

3 対象障害者

盲学校・聾学校・養護学校の高等部（本科）の3年生である身体障害者・知的障害者・精神障害者

4 対象ユニット

1ユニットは1人以上5人以下

5 訓練時間・訓練期間

訓練時間は1人当たり週20時間以上を基準とします。

訓練期間は1人当たり2週間以上2ヶ月以内とします。

6 指導員

次に掲げるいずれかの者である必要があります。

- 重度障害者多数雇用事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を3年以上行った者
- 障害者職業生活相談員資格取得後、障害者である労働者の相談及び指導を5年以上行った者
- 職場適応援助者養成研修を修了した者

7 助成金支給対象費用

職場実習をした対象障害者が1名以上雇用率の対象となる労働者となった場合の、指導員による援助の実施に係る費用

8 支給額等

- 支給額：1日当たり2,500円
- 支給限度額：月5万円
- 助成金の認定を受けた事業主が、雇用率の対象となる労働者として採用した場合に支給請求を行うことができます。

9 認定申請の期限

事業を開始しようとする日の2か月前

10 お問い合わせ先

各都道府県障害者雇用促進協会

注) 上記の他に、グループ就労訓練（請負型、雇用型）もあります。